

別表（第4条関係）

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部組織表

1 総括・対策隊【隊長 副市長】

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
	調整班 危機管理課長	1 本部員会議及び国民保護協議会の庶務に関する事。 2 本部事務局の運営に関する事。 3 情報の収集及び伝達に関する事。 4 防災行政無線の統括に関する事。 5 各隊及び関係機関との連絡調整に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 国民保護法に基づく応急対策、警報の通知、安否情報の収集、災害への対処及び応急の措置の総括に関する事。 8 自主防災会に関する事。 9 その他他の隊に属さない事。
企画部 企画部長	企画第一班 秘書広報課長	1 本部長の秘書に関する事。 2 災害視察者、見舞者の応接に関する事。 3 市議会部との連絡調整に関する事。 4 国民保護措置、防災や災害の情報の広報（かわら版、チラシ等による）に関する事。 5 報道機関に対する情報の提供及び協力要請に関する事。 6 国民保護措置、防災や災害の記録（写真、録画、録音等）に関する事。
	企画第二班 企画政策課長	1 国・県への要望書等の作成に関する事。 2 陳情・要望等の調整に関する事。 3 食糧・救援物資配布の総合調整に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。 5 部内他班の業務の協力に関する事。
	企画第三班 人事課長	1 職員の動員及び配備の調整に関する事。 2 職員の給食に関する事。 3 職員の健康管理に関する事。 4 り災職員の調査に関する事。 5 職員等の休憩室、仮眠室に関する事。
	企画第四班 デジタル行政推進課長	1 本部事務局の運営補助に関する事。 2 重要な情報システムの代替手段の確保に関する事。 3 重要な情報資産のバックアップに関する事。 4 ネットワークシステムの被害状況の把握及び応急復旧に関する事。
総務部 総務部長	総務第一班 行政課長	1 所管施設の応急対策の実施及び総括に関する事。 2 所管施設の応急復旧に関する事。 3 アマチュア無線団体との連絡調整に関する事。 4 部内他班の業務の協力に関する事。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
	総務第二班 財政課長	1 被害報告の整理及び記録に関する事。 2 災害関係予算に関する事。 3 緊急文書の印刷等に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。 5 部内他班の業務の協力に関する事。
	総務第三班 会計室長	1 本部の会計経理に関する事。 2 義援金等の保管に関する事。 3 部内他班の業務の協力に関する事。
	総務第四班 契約検査課長	1 災害緊急物品の調達に関する事。 2 燃料の確保に関する事。 3 車両による住民への広報の実施に関する事。 4 部内他班の業務の協力に関する事。
	総務第五班 監査事務局長	1 車両による住民への広報の実施に関する事。 2 部内他班の業務の協力に関する事。
	総務第六班 資産マネジメント課長	1 公共建築物及び公有財産の被害状況の取りまとめ及び応急復旧、緊急措置に関する事。 2 応急対策実施状況の収集、整理及び記録に関する事。 3 公用車（借上車を含む。）の調達及び配車に関する事。 4 用地（市有地を除く。）の取得及び借受に関する事。 5 仮設電話の設置申込みに関する事。 6 庁舎の保安に関する事。 7 車両による住民への広報の実施に関する事。 8 部内他班の業務の協力に関する事。
	調査第一班 税務課長	1 り災世帯の戸別調査に関する事。 2 課税固定資産の被害状況調査に関する事。 3 罹災証明書の発行に関する事。 4 部内他班の業務の協力に関する事。
	調査第二班 収納課長	1 調整第一班の協力に関する事。 2 部内他班の業務の協力に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
市議会部 議会事務局長	議会総務班 議事課長	1 市議会議員の連絡に関する事。 2 急施議会に関する事。 3 車両による住民への広報の実施に関する事。 4 議会関係の視察、見舞い等の応接に関する事。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
産業振興対策部 産業振興部長	産業対策第一班 観光まちづくり 課長	1 所管施設の応急対策の総括に関する事。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 3 旅館、ホテル等の被害状況の取りまとめ及び応急対策実施に関する事。 4 観光客の避難及び動向に関する事。 5 観光関係団体の連絡調整に関する事。
	産業対策第二班 農林水産課長	1 所管施設の災害対策の実施に関する事。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 3 所管施設の障害物の除去に関する事。 4 農林水産関係の被害状況の取りまとめに関する事。 5 生鮮食品等の確保に関する事。 6 家畜等の飼料の確保に関する事。 7 家畜伝染病の予防防疫に関する事。 8 へい獣の処理、指導に関する事。 9 応急対策用漁船の調達に関する事。 10 農林水産関係団体との連絡調整に関する事。
	産業対策第三班 産業政策課長	1 部内の連絡調整に関する事。 2 商店、工場等の被害状況（建築被害を除く。）の取りまとめに関する事。 3 非常食、非常用毛布の調達及び備蓄量の把握に関する事。 4 衣料、寝具その他生活必需品等の調達準備又は調達に関する事。 5 災害融資に関する事。 6 物価動向に関する事。 7 商工関係団体の連絡調整に関する事。 8 県に対する緊急物資確保の要請に関する事。
土木対策部 建設部長	土木対策第一班 土木管理課長	1 所管施設の被害状況の調査、応急復旧に関する事。 2 所管施設の障害物除去又は流木等の処理に関する事。 3 所管施設の交通規制、立入制限又は急傾斜地等危険箇所の警戒及び危険防止措置に関する事。 4 所管施設工事の中断等の指示及び確認に関する事。 5 応急復旧資材の調達、確保に関する事。 6 土木建設関係業者等への協力要請に関する事。 7 被災建物の解体撤去に関する事。 8 樋門の点検及び操作体制の確認に関する事。 9 被災地域の官民境界の査定に関する事。 10 部内の連絡調整に関する事。 11 部内他班の業務の協力に関する事。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
	土木対策第二班 みなとみらい課長	1 所管施設の被害状況の調査、応急復旧に関する こと。 2 所管施設の障害物除去又は流木等の処理に関する こと。 3 所管施設の交通規制、立入制限及び危険防止措置 に関すること。 4 所管施設工事の中断等の指示及び確認に関する こと。 5 応急復旧資材の調達、確保に関すること。 6 土木建設関係業者等への協力要請に関すること。 7 被災建物の解体撤去に関すること。 8 港湾関係団体の連絡調整に関すること。 9 部内他班の業務の協力に関すること。
	土木対策第三班 道路建設課長	1 所管道路、橋梁の被害状況の調査及び応急復旧に 関すること。 2 所管道路、橋梁の通行止、迂回通行制限等に関す ること。 3 所管道路、橋梁の障害物の除去に関すること。 4 所管道路、橋梁の危険箇所の警戒に関すること。 5 所管道路関係機関の連絡調整に関すること。 6 所管道路その他所管施設工事の中断等の指示及び 確認に関すること。 7 部内他班の業務の協力に関すること。
	土木対策第四班 建築住宅課長	1 市営住宅・特定優良賃貸住宅の被害状況調査及び 応急復旧に関すること。 2 被害公共建築物の応急復旧及び応急対策に関する こと。 3 市営住宅・特定優良賃貸住宅に対する応急対策実 施及び統括に関すること。 4 応急仮設住宅の建設に関すること。 5 応急復旧資材の点検、調達、確保に関すること。 6 建築関係業者等への協力要請に関すること。 7 民間建物の危険度判定業務に関すること。
都市対策部 都市開発部長	都市対策第一班 都市計画課長	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する こと。 2 所管施設における障害物及び危険の予想される構 造物の除去に関すること。 3 危険広告物の撤去指導に関すること。 4 特に大型広告物の転倒防止等の措置に関すること。 5 造園関係業者等への協力要請に関すること。 6 所管工事の中断等の指示及び確認に関すること。 7 仮設便所の設置に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 部内他班の業務の協力に関すること。 10 特命事項に関すること。
	都市対策第二班 区画整理課長	1 所管施設、区域の被害状況調査及び応急復旧に関 すること。 2 所管施設における障害物等の除去に関すること。 3 所管工事の中断等の指示及び確認に関すること。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
		4 防災関係機関、自衛隊、その他支援団体の受入れ及び調整に関すること。 5 部内他班の業務の協力に関すること。 6 特命事項に関すること。
給排水対策部 上下水道部長	給水対策班 水道課長	1 所管施設の応急対策実施及び統括に関すること。 2 所管施設の被害情報の収集、整理及び応急復旧に関すること。 3 応急用飲料水の確保及び給水に関すること。 4 上下水道工事協同組合との連絡調整に関すること。 5 市民への給水情報等の広報に関すること。 6 上下水道工事協同組合並びに指定給水装置事業者への協力要請に関すること。 7 応急用資機材の確保に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。
	排水対策第一班 下水道課長	1 所管施設の応急対策実施及び統括に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 下水道施設の被害情報の収集、整理に関すること。 4 越水、溢水の排除に関すること。 5 下水道工事の中断等の指示及び確認に関すること。 6 下水道管渠等の緊急保安措置に関すること。 7 応急対策資機材の点検確保等に関すること。 8 部内他班の業務の協力に関すること。
	排水対策第二班 下水道浄化センター長	1 所管施設の応急対策実施に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 災害応急対策資機材の点検確保に関すること。 4 部内他班の業務の協力に関すること。
応急対策部 消防長	消防総務班 総務課長	1 所管施設の応急対策実施及び統括に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 災害情報の収集、調査に関すること。 4 消防、防災用資機材の確保に関すること。 5 消防団に関すること。 6 他の消防関係機関の応援要請に関すること。 7 国民保護情報の収集に関すること。 8 対策本部との連絡調整に関すること。 9 現地調整所（救出、救助）に関すること。 10 応急対策部における応急対策の記録整理に関すること。 11 部内の連絡調整に関すること。
	消防予防班 予防課長	1 危険物施設等の巡視、警戒に関すること。 2 危険物施設の被害状況の取りまとめ及び事故対策に関すること。 3 危険物災害に伴う避難勧告の実施に関すること。 4 火災発生に伴う現場調査に関すること。 5 石油コンビナート区域及び危険物施設の応急対策の実施確認及び指導に関すること。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
		6 出火防止等災害予防の広報に関すること。 7 部内他班の業務の協力に関すること。
	消防情報班 消防署長	1 国民保護情報及び災害情報の収集、伝達に関すること。 2 防災行政無線による情報等の伝達に関すること。 3 防災通信に関すること。 4 消防班の応急活動状況等の対策本部への連絡に関すること。 5 医療機関との連絡調整に関すること。
	災害応急班 消防署長	1 火災警戒及び災害防ぎょ活動に関すること。 2 救急救助に関すること。 3 救急救助用資機材の確保に関すること。 4 被害拡大防止に関すること。 5 被災区域の巡視、警戒に関すること。 6 避難誘導に関すること。 7 消防資機材の整備に関すること。 8 水利の確保に関すること。 9 避難指示及び誘導に関すること。 10 危険区域の巡視警戒に関すること。

2 救援隊【隊長 教育長】

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
市民生活部 市民生活部長	生活第一班 市民課長	1 所管施設の応急対策実施及び統括に関すること。 2 所管施設利用者の安全確保に関すること。 3 避難施設収容世帯の調査に関すること。 4 被災住民の動向調査に関すること。 5 緊急炊き出し資材の運搬、管理の掌握等、炊き出しに関すること。 6 災害に伴う市民相談に関すること。 7 避難施設収容世帯の地区別人員の掌握に関すること。 8 災害に関する市民相談の体制調整に関すること。 9 罹災証明以外の証明発行に関すること。
	生活第二班 協働まちづくり課長	1 ボランティアセンターに関すること。 2 部内他班の業務の協力に関すること。
	生活第三班 交通防犯課長	1 交通情報の収集に関すること。 2 交通機関との連絡調整に関すること。 3 防犯関係機関への連絡調整及び要請に関すること。
	生活第四班 環境清掃課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 し尿の処理に関すること。 3 遺体の搬送、埋火葬に関すること。 4 遺体安置所の確保、開設、管理に関すること。 5 被災地の環境衛生、環境対策に関すること。 6 防疫に関すること。 7 し尿収集運搬業者への災害時の出動要請に関すること。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
		8 霊柩車、斎場要員の確保に関すること。 9 災害時の公害防止に関すること。 10 瓦礫、廃材等の仮置場処分地の確保に関すること。 11 防疫用薬剤及び資機材の点検及び確保に関すること。 12 被災地の廃棄物の収集処理に関すること。 13 災害によるごみ廃材等の処理計画に関すること。 14 犬、猫等の死体処理に関すること。 15 他の公共団体の応援要請（ごみ処理）に関すること。 16 ごみ処理関係業者との連絡調整に関すること。 17 ごみ収集運搬車両の配備に関すること。 18 ごみ収集場所（仮置場）の確保に関すること。 19 部内他班の業務の協力に関すること。
市民救助部 福祉部長	救助第一班 福祉課長	1 所管施設の応急対策実施及び統括に関すること。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 障害者等の緊急保護及び救護に関すること。 4 所管施設利用者の安全確保に関すること。 5 災害弔慰金、見舞金に関すること。 6 義援金、救援物資等の受入れ、配分に関すること。 7 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 8 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 9 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 10 部内の連絡調整に関すること。
	救助第二班 長寿課長	1 所管施設の応急対策実施及び統括に関すること。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設入所者及び利用者の安全確保に関すること。 4 高齢弱者・独居老人の緊急保護及び救護に関すること。 5 介護及び支援認定者の保護に関すること。 6 仮設住宅入居者の選考に関すること。 7 地域包括支援センター、居宅介護事業所との連絡調整に関すること。 8 養護老人ホーム、老人福祉センターとの連絡調整に関すること。 9 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 10 人工呼吸器・在宅酸素療養者の電源確保に関すること。
	救助第三班 保険年金課長	1 避難施設、被災世帯への食糧及び救援物資等の輸送に関すること。 2 救出者の搬送の準備、補助に関すること。 3 被災住民等の医療費助成に関すること。 4 避難施設、被災世帯への食糧及び生活必需品の輸送準備に関すること。 5 部内他班の業務の協力に関すること。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
	救助第四班 看護専門学校 長	1 所管施設の応急対策の実施に関する事 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する こと。 3 施設利用者の安全確保に関する事。 4 医療救援班の業務の協力に関する事。
	救助第五班 看護専門学校大 学化準備室長	1 救助第四班の業務の協力に関する事。
健康支援部 こども健康部長	支援第一班 子育て支援課長	1 所管施設の応急対策実施及び統括に関する事。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する こと。 3 園児の保護に関する事。 4 被災園児の動向調査に関する事。 5 武力攻撃事態等における保育士及び園児の管理に 関する事。 6 児童福祉施設の入所者及び利用者の救護に関する こと。 7 避難収容施設運営の補助に関する事。 8 私立幼稚園、市立保育園、無認可保育所等との連 絡調整に関する事。 9 部内他班の業務の協力に関する事。
	支援第二班 健康推進課長	1 所管施設の応急対策の実施に関する事。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する こと。 3 医療施設（市民病院を除く。）の被害状況の取りま とめに関する事。 4 施設利用者の安全確保に関する事。 5 医薬品及び衛生資材の確保に関する事。 6 輸血用血液の確保、準備に関する事。 7 防疫に関する事。 8 救護所の開設、準備に関する事。 9 被災住民の保健指導に関する事。 10 医療機関及び保健所との連絡調整に関する事。 11 人工透析治療施設への透析用水の輸送及び治療継 続のための連絡調整に関する事。 12 医療救援班との連絡調整に関する事。
	支援第三班 ウェルビーイ ング推進課長	1 支援第二班の業務の協力に関する事。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
市民収容部 教育委員会 教育部長 （不在の時は教育委員会のうちから本部長の指名する者）	収容第一班 教育政策課長	1 所管施設の応急対策実施及び統括に関すること。 2 所管施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧に関すること。 3 避難所の開設及び運営に関すること。 4 避難者の受入措置及び避難状況の把握に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
	収容第二班 学校教育課長	1 所管施設の応急対策の実施及び統括に関すること。 2 学校施設の被害状況の調査に関すること。 3 児童生徒の緊急保護に関すること。 4 教職員の動員及び調整に関すること。 5 避難所の開設及び運営に関すること。 6 被災児童生徒の動向調査に関すること。 7 応急教育及び学用品の給与に関すること。 8 武力攻撃事態等における教員及び児童・生徒の管理に関すること。 9 避難者の受入措置及び避難状況の把握に関すること。
	収容第三班 学校給食課長	1 所管施設の応急対策の実施に関すること。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 炊き出しに関すること。 4 救助用食糧の確保に関すること。
	収容第四班 生涯学習課長	1 所管施設の応急対策実施及び統括に関すること。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設利用者の安全確保に関すること。 4 避難所（学校を除く。）の開設及び運営に関すること。 5 避難者の受入措置（学校を除く。）及び避難状況の把握に関すること。
	収容第五班 スポーツ推進課長	1 所管施設の応急対策実施及び統括に関すること。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設利用者の安全確保に関すること。 4 避難所（学校を除く。）の開設及び運営に関すること。 5 避難者の受入措置（学校を除く。）及び避難状況の把握に関すること。
	収容第六班 博物館長	1 所管施設の応急対策実施に関すること。 2 所管施設及び収蔵品の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設利用者の安全確保に関すること。 4 市内文化財の被害状況の調査及び保護に関すること。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
医療救援部 市民病院事務局長	医療救援班 管理課長 医事課長 新棟建設推進室	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する こと。 2 入院患者、施設利用者等の安全確保に関する こと。 3 医療救護及び助産活動に関する こと。 4 医薬品及び衛生材料の確保に関する こと。 5 救護用医療資機材の調達に関する こと。 6 収容患者の状況調査に関する こと。 7 他の医療関係機関への応援要請に関する こと。 8 健康推進班との連絡調整に関する こと。 9 所管施設の応急対策の実施及び統括に関する こと。 10 他の医療機関との調整に関する こと。 11 その他医療上必要な措置に関する こと。
救援応援部 ボートレース事 業部長	救援応援第一班 経営企画課長	1 所管施設の応急対策実施の統括に関する こと。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する こと。 3 施設の安全確保に関する こと。 4 市民救助部の業務の応援に関する こと。 5 部内の連絡調整に関する こと。
	救援応援第二班 事業課長	1 所管施設の応急対策実施に関する こと。 2 施設利用者の安全確保に関する こと。 3 ヘリポートの確保に関する こと。 4 市民収容部の業務の応援に関する こと。 5 部内他班の業務の協力に関する こと。